

中小企業の雇用者給与の増加で減税となる制度の見直し (「所得拡大税制」の見直し)

【目的】中小企業全体として雇用を守りつつ、賃上げによる所得拡大を促すこと

【対象】中小企業 【期限】令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度

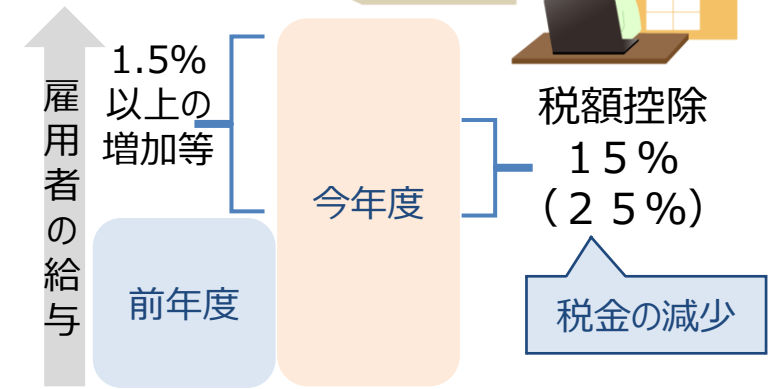
【現行制度】 継続雇用者で比較

2年間勤務する人の
給与の増加で判定



【改正案】 雇用者給与で比較

企業の給与支給額の
増加で判定



	現行制度	改正案
【要件】	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 継続雇用者給与等支給額が前年度より1.5%以上増加 ◆ 雇用者給与等支給額が前年度を上回ること 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 雇用者給与等支給額が前年度より1.5 %以上増加
【税額控除】	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 雇用者給与等支給額の前年度増加額の1.5 %の税額控除 ◆ 継続雇用者給与等支給額が前年度より2.5%以上増加して教育訓練費増加（又は経営向上計画の認定）の要件を満たす場合には控除率が1.0%上乘せ ◆ 税額控除額は法人税額の2.0 %を限度 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 雇用者給与等支給額の前年度増加額の1.5 %の税額控除 ◆ 雇用者給与等支給額が前年度より2.5%以上増加して教育訓練費増加（又は経営向上計画の認定）の要件を満たす場合には控除率が1.0%上乘せ ◆ 税額控除額は法人税額の20 %を限度